

## ○高知市物件等指名競争入札参加者の指名基準

### (目的)

第1条 この基準は、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第27条の規定に基づき、物品の買入れ、借入れその他の業務の委託等（工事及び製造の請負を除く。以下「物件等」という。）の指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）を指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうちから指名する場合の基準を定め、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 高知市内に本社又は本店を有する有資格者
- (2) 準市内業者 高知市内に委任を受けた支社、支店又は営業所等を有する有資格者
- (3) 県内業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの
- (4) 県外業者 本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県外に有する有資格者

### (指名基準)

第3条 指名業者を指名するときは、契約予定金額、業務の目的、形態、規模、性質等を考慮し、公平性及び透明性ととともに次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地元業者の育成及び振興等の観点から、原則として市内業者を優先すること。
- (2) 地元雇用や地域振興等において本市に貢献していると認められる準市内業者についても、市内業者に準じて優先することができるものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、当該物件等と同種契約における実績等を勘案した上で、県内業者又は県外業者を指名できるものとする。
  - ア 市内業者及び準市内業者に履行能力がないと認められる場合
  - イ 市内業者及び準市内業者の数が不足し、競争性の確保が困難である場合
  - ウ 市内業者及び準市内業者に限定することにより経済的に著しく不利になる場合
  - エ 県内業者又は県外業者が地元雇用や地域振興等において本市に貢献していると認められる場合
- (4) 物件等競争入札参加資格者名簿において当該物件等に関する営業種目及び区分（以下「営業種目等」という。）に登録されている有資格者を優先して指名すること。ただし、指名業者の選定が営業種目等の分類によることが困難な場合等は、当該分類に関係なく指名することができるものとする。
- (5) 契約の性質又は目的から、法令等に基づく官公署等の許可、認可及び登録等が必要なときは、当該許可等を受けていること。
- (6) 定期的な点検等が必要なものについては、迅速、かつ、確実にその実施が可能な

体制を有していること。

- (7) 特殊な技術又は機器等が必要なものについては、当該技術等を有していること及び技術者の免状等の種類や技術者数を勘案すること。
  - (8) 特殊な物品については、他市等における実績を勘案すること。
  - (9) 必要と認められるときは、当該地域における履行特性等に精通し、確実かつ円滑に履行できるなどの地理的条件、経営状況及び経営規模等を勘案すること。
  - (10) 契約不履行のおそれがないこと。
  - (11) 物品の調達等や委託業務における過去の履行成績が良好であるかを勘案すること。
  - (12) 当該物件等の調達に当たり代理店、特約店等と取引することが有利であると認められる場合は、当該代理店、特約店等であること又は専門性等を勘案すること。
- 2 次に掲げる事項に該当する者については、指名することができないものとする。
- (1) 一の指名競争入札において、指名しようとする法人等と代表者を同じくする他の法人及び指名しようとする法人等の代表者個人
  - (2) 一の指名競争入札において、組合等を指名しようとする場合の当該組合等の構成員

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。